

設計業務B〔総括監督員用〕

1. 契約番号		〇〇-〇〇-〇〇〇〇					1-1 総括監督員		〇〇部長 〇〇〇〇					
2. 委託名		〇〇〇〇業務委託〇〇〇〇線その〇〇					平成〇〇年〇月〇〇日							
評価項目	評価の視点	配点 (配点内訳)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣る	劣る	項目別評価(5段階)	得点	備考				
			5	4	3	2	1							
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	100 ・基礎点A=20点 ・加算点B=80点	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の目的と内容の理解について、特に評価できるものであったか。 ・当該業務に必要な情報の把握について、特に評価できるものであったか。 ・当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであったか。 ・当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであったか。 ・当該業務に必要とされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであったか。 ・その他（理由： _____） 								得点＝基礎点A＋加算点B×（項目別評価計/25or30） 口頭か文書かを問わず監督員等から指導（間違いの指摘を含む）や助言を受けた場合、以下の評価とする。 ・成果品納入前に受けた場合（やや劣る(2点)） ・成果品納入時以降に受けた場合（劣る(1点)）		
				点数の補正						評価の視点項目だけでは評価できない場合、±3点の範囲で補正できる。(但し、100点を超える補正はできない。)				得点欄に直接記入する。
				小計	100								B②	0
プロセス評価	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		100 ・基礎点A=20点 ・加算点B=80点	<ul style="list-style-type: none"> ・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいるか。 ・当該業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであったか。 ・地域への貢献等に関して、特に評価できるものであったか。 ・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、作業（業務）を完成させたか。 ・その他（理由： _____） 									得点＝基礎点A＋加算点B×（項目別評価計/20or25） 口頭か文書かを問わず監督員等から指導（間違いの指摘を含む）や助言を受けた場合、以下の評価とする。 ・成果品納入前に受けた場合（やや劣る(2点)） ・成果品納入時以降に受けた場合（劣る(1点)）
					点数の補正						評価の視点項目だけでは評価できない場合、±3点の範囲で補正できる。(但し、100点を超える補正はできない。)			
			小計		100							B⑨	0	

※表の使用法・・・該当する項目別評価点（青部）のみ代入すれば自動計算します。

設計業務B〔総括監督員用〕

1. 契約番号		〇〇-〇〇-〇〇〇〇				1-2 総括監督員		〇〇部長 〇〇〇〇	
2. 委託名		〇〇〇〇業務委託〇〇〇〇線その〇〇				平成〇〇年〇月〇〇日			
評価項目	評価の視点	該当の有無	過失割合が大きい	過失割合が中	過失割合が小さい	・項目別に過失割合で判断し、-3点~-1点を減点する。	項目別減点	減点	備考
			3点減点	2点減点	1点減点				
6 業務執行に係る過失に伴う減点	I. 業務執行上の過失 (減点は最大15点まで)		・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが改善されなかった。				0		・業務執行上の過失は最大15点までとする。 ・守秘性に係る過失の減点は最大3点までとする。
			・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた、又は問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。						
			・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。						
			・業務実施体制に問題があった。						
			・その他（理由： _____）						
	II. 守秘性に係る過失 (減点は最大3点まで)		・業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。				0		
		・その他（理由： _____）							

※表の使用方法・・・該当する項目別評価点（青部）のみ代入すれば自動計算します。

評価項目	該当の有無	評価項目	項目別減点	減点	
7. 事故等による減点		・指名停止が1ヶ月を超える（-15点）		0	
		・指名停止が1ヶ月まで（-10点）			
		・文書注意（-5点）			
		・口頭注意（-3点）			
8. その他 ①瑕疵修補及び損害賠償による減点		・故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施（-20点）		0	
		・瑕疵修補又は損害賠償の実施（-10点）			
8. その他 ②低入札価格調査における虚偽説明等による減点		・受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合 ・相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき（-10点）		0	
		・調査票等に多数記入ミスがあるとき ・調査票等に一部不備があるとき（-5点）			
		・調査票等に一部記入ミスがあるとき ・調査票等に軽微な不備があるとき（-3点）			

※表の使用方法・・・該当の有無欄（青部）に○を代入すれば自動計算します。